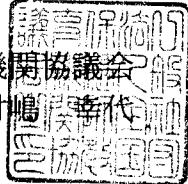


平成27年4月17日

自由民主党看護問題対策議員連盟  
会長 伊吹 文明 殿

一般社団法人全国保健師教育機関協議会  
会長 村嶋 喜代子



## 要　望　書

1. 保健師教育を大学院修士課程・学士課程専攻科で実施し、実力ある保健師を輩出できるように、強力にご指導・ご支援いただけますよう、要望いたします。
2. 保健師教育課程への進学者に対する経済的支援策として、「医療介護総合確保推進法」において修学資金貸与制度の創設を要望いたします。

平成21年7月9日に成立した「保健師助産師看護師法および看護師等の人材確保に関する法律の一部を改正する法律」で、保健師養成の修業年限は、6か月以上から1年以上に改正されました。本法律を受けて、大学院修士課程における保健師教育が可能になりました。厚く御礼申し上げます。

翻って現在の日本を見ますと、少子高齢化の中で、地域包括ケアが一層求められています。予防から在宅ケアの仕組み作りまで、健康政策を動かして実現に至らせているのは都道府県と市町村の保健師です。また、東日本大震災後、住民対応や健康相談を現場で行い、きめ細かい対応をしているのも、現実には保健師です。

このような日本が直面している課題は世界的にも類が無く、保健師達は、第一線の現場で住民対応をしながら、解決策を見出していくかなければなりません。担当者に力が要りますし、基礎力や探求力のあることが重要です。

この基礎力は、保健師教育を修士課程もしくは学士課程専攻科で行うことによって身につけることができます。保健師教育の修業年限が、先の法律改正によって、「1年以上」になったお陰をもちまして、大学院修士課程で教育を実施できるようになり、目下、全国で7大学が取り組んでいます。

一般社団法人全国保健師教育機関協議会は、平成21年度の保健師助産師看護師法の改正により、保健師養成の修業年限が6か月以上から1年以上に改正された意図を踏まえ、保健師教育を大学院修士課程もしくは学士課程専攻科で実施し、かつ学生が進学しやすい経済的支援策を創設することで、実力ある保健師を養成できますように、関係機関に強力にご指導いただきたく、要望いたします。